明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の特別交付税の額の決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令（**総務**一三〇）　一
〔告　示〕
○紛失の届出により失効した旅券の告示（**外務**三二四）　三
○低騒音型建設機械の指定に関する件（**国土交通**九五六）　六
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（**同**九五七）　九
○排出ガス対策型原動機の認定に関する件（**同**九五八）　一二
○排出ガス対策型原動機の変更届出に関する件（**同**九五九）　一五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、税理士証票無効・登録まつ消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、企業年金基金変更関係　一七
地方公共団体
行旅死亡人関係　一八
会社その他
会社決算公告　一八

省令

○総務省令第百三十号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第三項及び第十六条第二項の規定に基づき、地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の特別交付税の額の決定時期及び交付時期及び交付額の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十日　総務大臣　川端　達夫

地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の特別交付税の額の決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令

（道府県に係る算定方法）

第一条　各道府県に対して平成二十三年九月に交付すべき平成二十三年度分の特別交付税の額として、次の各号に掲げる道府県の区分に応じて当該各号に定める額を、同月において決定し、交付する。

一　特定被災地方公共団体（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号。以下「法」という。）第二条第二項の特定被災地方公共団体をいう。第二条第一号において同じ。）である県　イからヘまでの額の合算額

イ　東日本大震災（法第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）のため当該道府県の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額に〇・〇一五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下同じ。）

ロ　東日本大震災について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値から、地方団体に対して交付すべき平成二十三年度分の特別交付税の額の決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額の特例に関する省令（平成二十三年総務省令第三十七号。以下「特例省令」という。）第一条第一号イにおいて特別交付税の算定の基礎となった数値を控除した数値（当該数値が負数となるときは、零とする。）にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

項目	額
り災世帯数	四一、六〇〇円
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円

ハ　東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた県について、平成二十三年七月三十一日までに当該受入れに要した経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

ニ　平成二十三年七月三十一日までに東日本大震災の被災地域の応援等に要した経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額から特例省令第一条第一号ハの規定によって算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）